

シンポジウム

障害のある児童生徒に 差別なき事故補償を



2021年(R3年)5月16(日)

13:30 開場、14:00～16:00

場所: オンライン開催

※コロナウイルス感染防止のため、オンラインで開催いたします。

オンライン参加申し込み

<https://forms.gle/p9JBWfHxh6mwKAi36>

shogai.sya.hosho@gmail.com

グーグルフォームへの入力またはメールを送信いただければ、開催3日前にオンライン会場のURLをご案内いたします



みんくる

久留米市六ツ門町 3-11 くるめりあ六ツ門 6階

※オンラインの参加がどうしても難しい方はパブリックビューイングも実施いたします。

「プログラム」

・3名の専門家（憲法学者2名、医師1名）による本事件の問題点についての基調解説

・支援者による質疑応答

・会場からの質疑応答

★手話通訳、要約筆記（会場のみ）
あります

「植木淳氏プロフィール」



2003年北九州市立大学助教授。2016年から名城大学法学部教授。学校保険制度について解説いただきます。

「横藤田誠氏プロフィール」



2006年から広島大学教授。大学院人間社会科学研究所人文社会科学専攻法学・政治学プログラム所属。憲法上の問題点について解説いただきます。

「石井光子氏プロフィール」



1989年から千葉リハビリテーションセンター勤務。小児神経科医として障害児医療に関わるようになり、現在は医療型障害児入所施設「愛育園」の施設長。

「お問い合わせ」

吉田星一法律事務所

福岡県久留米市城南町 16-12-2F

電話 0942-64-9150、FAX 0942-64-9151

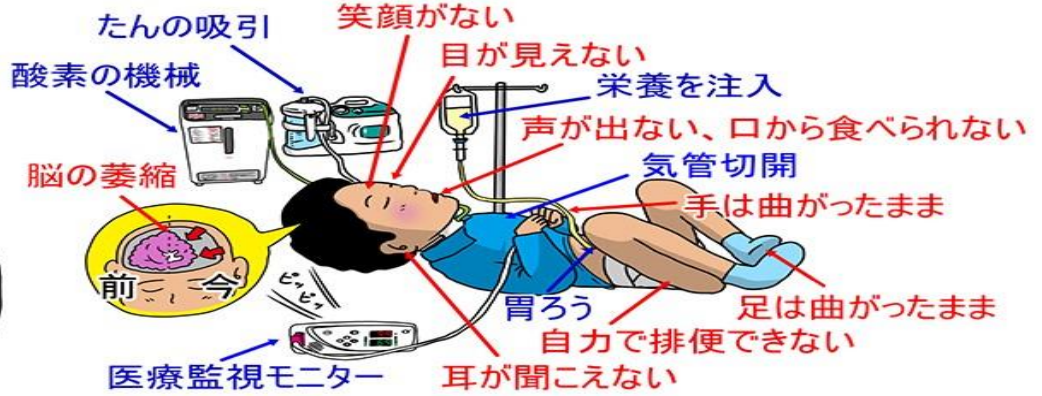
「主催」すべての障害者への公正かつ平等な事故補償を求める会

<https://kaeru2.jimdo.com/>

事故前



事故後



事故で失われた機能がたくさん!!
同じ1級でもこんなに差があります!

2012年9月、特別支援学校に通うひとりの少年が給食中の誤嚥窒息事故により脳に重篤な障害を遺し、24時間の医療監視・介護を要する最重度の重複障害を負いました。学校で起こった事故については、就学児童生徒が原則として全員加入している災害共済制度で一定の保障を受けることができます。しかし、今回の事故について、共済制度を運営する日本スポーツ振興センターは、「もともと障害があった」ことを理由として、障害見舞金の支払を拒みました。

現在の法制度のもとでは、障害者は、学校事故だけでなく、交通事故、労災事故でも、十分な事故補償を受けることができません。補償制度の不十分さは、障害者の社会生活、社会参加にとって、障壁として立ちはだかっています。

公的補償で補填されるべき価値あるものを誰もが持っているはずですが、公的補償の在り方を通して誰もが平等に参画できる社会について考えるために、本シンポジウムを企画しました。皆様のご参加をお待ちしています。

★ You Tube でも解説しています★

https://youtu.be/QNz_HRjnN78

★ 署名にご協力ください ★

<http://chng.it/kGxDTHH9Hf>



YouTube



change.org